制度名	アジア拠点化のための税制措置 府省名 経済産業省					
税目	法人税					
区分	■新設	□拡充	□延長	□事		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(高付加価値機能を有する拠点数を 年間30件)は、補助金等他の政策手段の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果 (例えば、本租税特別措置等のみで高付加価値機能を有する拠点増加にどの程度寄与するのか)を把握で きないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等による減収額の将来推計について、「今まで日本に存在しない高付加価値拠点を呼び込むものであり、当該税制措置により減収は生じない」としているが(減収額は0円)、本租税特別措置等が措置されることによって、本来国に入るべき税収が減少することは確実と思われるため、その試算に疑問がある。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに本租税特別措置等に税収減を 是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況					
分析対象期間			•			
① 分析対象期間	■設定あり	□設定なし				
租税特別措置等の必要性等						
② 政策目的	■説明あり	□説明なし				
③ 根拠	■明らか	□明らかでない	0			
④ 政策体系での位置 付け	■明らか	□明らかでない				
⑤ 達成目標	■説明あり	□説明なし	\triangle			
⑥ 測定指標の設定	□定量化 ■定性的記述	□設定なし	\bigcirc			
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし				
租税特別措置等の有効性等						
⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	\circ			
⑫ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	\bigcirc			
④ 政策目的の達成予測	□定量化 ■定性的記述	□予測なし				
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり	□説明なし				
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	\circ			
租税特別措置等の相当性						
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし	0			
② 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし				
	□地方税に関係しない ■説明あり	□説明なし				

制度名	産業活力の再生及び産業 に基づく有限責任事業終 税の繰り延べ			府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	■新設	□拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
 - 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでなく、その 見込みの確度が不透明である。
 - ② 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、「本税制措置を講ずることによりLLPの活用における産活法スキームが更に活用され」と、その根拠も示さず本租税特別措置等の効果を定性的に説明し、また、税収減に言及せずに本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況		課題
分析対象期間			•
① 分析対象期間	□設定あり	■設定なし	0
租税特別措置等の必要性等			
② 政策目的	■説明あり	□説明なし	
③ 根拠	■明らか	□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか	□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり	□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化 □定性的記述	□設定なし	
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり	□説明なし	
租税特別措置等の有効性等			
⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	0
② 減収額の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし)	□予測なし	0
④ 政策目的の達成予測	□定量化 ■定性的記述	□予測なし	
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり	□説明なし	
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
 租特の手段をとる必要性・適切性	□説明あり	■説明なし	0
② 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり	□説明なし	
② 地方公共団体が協力 する相当性	■地方税に関係しない□説明あり	□説明なし	

制度名	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 府省名 経済産業省				経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税				
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等により達成しようとする目標は「石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る」というものであり、その効果を把握するために設定されている測定指標は「イコールフッティングの確保」という定性的なものであるが、当該達成目標は本租税特別措置等が措置されることを前提としているものであることから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- ④ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が、それが措置されることを前提とする特殊なものであるとしていることから、本租税特別措置等による減収額には言及せずに、本租税特別措置等が廃止された場合の影響(石油化学産業が存立できなくなるという仮定の下、税収見込額約1兆円の喪失、化学関連産業の約70万人の雇用が脅かされる)を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
ら	分析対象期間						·
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	組税特別措置等の必要性等						•
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	· 分記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	組税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根		□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	—————————————————————————————————————	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	—————————————————————————————————————	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	■達成さ	られている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	0
	⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析あ	50	□分析なし	
租	組税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策引	F段はない	■説明あ	50	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関	身係しない	□説明あ	50	□説明なし	

制度名	移出または引取りに係る	府省名	経済産業省		
税目	揮発油税、地方揮発油稅	兑			
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 「ゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を図る」との本租税特別措置等の達成目標に対して、その効果を把握するための測定指標が設定されておらず、効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- ④ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、「免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が図られ、当該製造事業者の安定的経営に資する」と説明して、税収減と本租税特別措置等の必要性に関する分析は行われておらず、将来におけるその効果の見込みが不透明である。

	点検項目			評価の領	実施状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	組税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		□定性的	記述	■設定なし	0
	⑦政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	組税特別措置等の有効性等				,		
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	 拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	⑪ 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	ど(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	いない	■達成さ	れている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	1	□分析を) b	□分析なし	
租	組税特別措置等の相当性						,
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ) b	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関	係しない	□説明あ) b	□説明なし	

制度名	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 府省名 経済産業省				
税目	石油石炭税				
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 「原料調達条件のイコール・フッティングを確保する」との本租税特別措置等の達成目標に対して、その効果を把握するための測定指標が設定されておらず、効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- ④ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等による減収額には言及せずに、本租税特別措置等が廃止された場合の影響(石油化学産業が存立できなくなるという仮定の下、税収見込額約1兆円の喪失、化学関連産業の約70万人の雇用が脅かされる)を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。

	点検項目			評価の領	実施状況		課題
分	析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	税特別措置等の必要性等						•
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		□定性的	力記述	■設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	税特別措置等の有効性等						•
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	① 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	力記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	■達成さ	られている	□説明なし	
	(b) 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	0
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	(18) 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	⑪ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析を	> b	□分析なし	
租	税特別措置等の相当性						_
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策引	三段はない	■説明あ	> b	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力 する相当性	■地方税に関	係しない	□説明あ	> b	□説明なし	

制度名	引取りに係る特定石炭	の石油石炭税の免税		府省名	経済産業省
税目	石油石炭税				
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその効果を把握するために設定されている測定指標は「基盤的産業における国際的なイコールフッティングの確保」という定性的なものであるが、当該達成目標は本租税特別措置等が措置されることにより達成されるものであることから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

本租税特別措置等の必要性は説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段を とることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特 別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	\circ
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	
•	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	公(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	的記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	■達成さ	られている	□説明なし	
	借置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
	(8) 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	⑲ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない)	□分析あ	50	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	\circ
	⑪ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ	50	□説明なし	
		■地方税に関	係しない	□説明あ	50	□説明なし	

制度名	石油化学製品の原料用	特定揮発油等に係る石	曲石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税				
区 分	□新設	■拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその効果を把握するために設定されている測定指標は「原料用特定揮発油等について、輸入品との間でイコールフッティングを確保」という定性的なものであるが、当該達成目標は本租税特別措置等が措置されることにより達成されるものであることから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数について、過去の実績についての試算方法が明らかでなく、また、将来推計が予測されていないため、その実態及び見込みが不透明である。
- ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が、それが措置されることを前提とする特殊なものであるとしていることから、「還付措置について、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングに資することから、有効と考えられる」と説明して、税収減とイコールフッティングの必要性に関する分析は行われておらず、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

他の政策手段として「石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイルに係る関税の免税措置」や「石油化学製品用揮発油に係る揮発油税の免税」が挙げられているが、本租税特別措置等とこれら他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性に疑問がある。

	点検項目			評価の領	E施状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
-	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	0
		□説明あり				■説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	っない	■達成さ	れている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	¹⁹ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析あ	, b	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手具	没はない	□説明あ	, b	■説明なし	0
		■地方税に関係	系しない	□説明あ	, b	□説明なし	

制度名	石油アスファルト等に	係る石油石炭税の還付		府省名	経済産業省
税目	石油石炭税				
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその効果を把握するために設定されている測定指標は「国産品と輸入品のイコールフッティングの確保」という定性的なものであるが、当該達成目標は本租税特別措置等が措置されることにより達成されるものであることから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数について、過去の実績についての試算方法が明らかでなく、また、将来推計が予測されていないため、その実態及び見込みが不透明である。
- ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が、それが措置されることを前提とする特殊なものであるとしていることから、「仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となる」と説明して、税収減とイコールフッティングの必要性に関する分析は行われておらず、その効果の実態及び見込みが不透明である。

	点検項目	評価の実施状況					
5	分析対象期間						•
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	i
禾	組税特別措置等の必要性等						•
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
禾	組税特別措置等の有効性等						•
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	0
		■説明あり				□説明なし	i
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	ど(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	力記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	力記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	ない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析あ	59	□分析なし	
禾	組税特別措置等の相当性						•
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手具	没はない	□説明あ	59	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力 する相当性	■地方税に関係	系しない	□説明あ	59	□説明なし	

制度名	産業集積の再生に向けた 税制措置	産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う 税制措置			
税目	所得税、法人税、印紙税	、不動産取得税、固	定資産税、事業所税		
区分	■新設	□拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(付加価値額の伸び率)は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで付加価値額の増加にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計(平成23年度)について、適用数の将来推計の算定根拠が明らかでなく、また、減収額の将来推計の試算方法が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等のみの効果ではない高度化事業の実施による全体の効果を用いて、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

本租税特別措置等の必要性は説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段を とることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特 別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況					
分析対象期間			,			
① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし		
租税特別措置等の必要性等						
② 政策目的	■説明あり			□説明なし		
③ 根拠	■明らか			□明らかでない		
④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない		
⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし		
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的	記述	□設定なし	0	
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし		
租税特別措置等の有効性等						
⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠	心なし)	□定性的記述	□予測なし	0	
⑫ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化	(根拠なし)	□予測なし	0	
④ 政策目的の達成予測	□定量化	■定性的	記述	□予測なし		
® 措置されなかった場合の予想	■説明あり			□説明なし		
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性						
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0	
⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段はない	■説明を	, b	□説明なし		
地方公共団体が協力する相当性	□地方税に関係しない	■説明を	, b	□説明なし		

制度名	特定の資産の買換えの	場合等の課税の特例(中	小企業高度化事業)	府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、制度の適用を受ける事業協同組合等の組合数が平成17年度0件、18年度1件、19年度0件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る中小企業の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(移転後(買換特例利用後)活用 企業の5年間における経常利益の前年比増加率を平均1.0%以上)は、移転後の高度化事業による全体 の効果を示すものであり、本租税特別措置等のみの効果を把握できないため、その効果の検証が困難で ある。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
 - ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等の効果も含む高度化事業による全体の効果を用いて、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

本租税特別措置等に優れた点があることは説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の領	E施 状況		課題
分)析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	A税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	1税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 [□定量化(根括	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 [□定量化(根持	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	記述	□把握なし	
	⑭ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	15 達成目標の実現状況	□達成されてい	いない	■達成さ	れている	□説明なし	
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	(18) 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	(19) 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析あ	, b	□分析なし	
租	A税特別措置等の相当性				·		
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	⑩ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手具	段はない	■説明あ	, b	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関	係しない	□説明あ	, 9	□説明なし	

制度名	信用保証協会が受ける	抵当権の設定登記等の		府省名	経済産業省
税目	登録免許税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- (1) 本租税特別措置等の適用数は、登録免許税の軽減措置の適用件数が平成17年度4,211件、18年度4,000件、19年度5,022件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る中小企業の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(本措置の適用件数)には、目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標(中小企業の有担保保証による信用補完制度の利用負担を軽減し、中小企業の資金調達の円滑化を図る)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計(平成23年度)についての算定根拠が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
 - ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、中小企業者の利用者負担の軽減について説明するにとどまり、それによりどのような効果があったかが説明されておらず、過去におけるその効果の実態は不透明である。
 - ④ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。

	点検項目			評価の質	実施状況		課題
ゟ	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	組税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	力記述	□設定なし	0
	⑦政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	組税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根		□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	⑪ 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	2(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	□該当しない	`	■分析を	> b	□分析なし	
租	組税特別措置等の相当性						,
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	F段はない	□説明あ	> b	□説明なし	
		■地方税に関	見係しない	□説明あ	> b	□説明なし	

制度名	特定災害防止準備金(採石災害防止準備金)		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- (1) 本租税特別措置等の適用数は、認定件数(経済産業局長から採石災害防止費用の見積額の認定を受けた件数)が平成17年度303件、18年度289件、19年度277件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る採石事業者の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(準備金の積立て及び採掘終了した岩石採取場についての跡地処理の件数)には、目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標(岩石採取の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数の将来推計(平成23年度)についての算定根拠が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
 - ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。

点検項目		評価の実施状況		課題
分析対象期間				·
① 分析対象期間	■設定あり		□設定なし	
租税特別措置等の必要性等				
② 政策目的	■説明あり		□説明なし	
③ 根拠	■明らか		□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか		□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり		□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり		□説明なし	
租税特別措置等の有効性等				
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化	(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
	■説明あり		□説明なし	0
⑩ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化	(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	0
⑪ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
② 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性的記述	□把握なし	
④ 政策目的の達成予測	□定量化	■定性的記述	□予測なし	
⑤ 達成目標の実現状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり		□説明なし	
⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり		□説明なし	0
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり		□説明なし	0
⑲ 効果がない場合の要 四分析	■該当しない	□分析あり	□分析なし	
租税特別措置等の相当性				•
② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	0
② 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	
 地方公共団体が協力 する相当性 する相当性 おものでは、	□地方税に関係しない	■説明あり	□説明なし	

制度名	特定災害準備金(露天	経済産業省			
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(制度を利用した跡地処理の件数及 び積み立てられた準備金の残高)には、目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標(露 天炭鉱の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確 実に行わせる)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数の将来推計(平成23年度及び24年度)についての試算内容が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
- ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。

	点検項目			評価の領	E施 状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
-	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	且税特別措置等の有効性等		,				
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
	9 僅少・偏りのない状況	■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□予測なし	
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	いない	■達成さ	れている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	⑨ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析を	, b	□分析なし	
租	現税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ	, b	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力☞ する相当性	□地方税に関	係しない	■説明あ	, b	□説明なし	

制度名	中小企業者等の法人税率の特例 府省名 経済産業省					
税目	法人税					
区分	□新設	■拡充	□延長	□事		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1. 「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するため、測定指標(中小企業の資金繰り判断(BSI)や実質GDPの数値等を参考)が設定されているが、当該測定指標は景気の動向等他の要因の影響を強く受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高めることにどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- ④ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等以外の要因の影響を受ける効果を用いて本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

本租税特別措置等が有効である理由は説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の気	実施状況		課題
ゟ	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	L税特別措置等の必要性等						•
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	L税特別措置等の有効性等						•
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根据	 処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根括	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	⑪ 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□予測なし	
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	いない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	(8) 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	1	□分析を) b	□分析なし	
租	L税特別措置等の相当性						<u> </u>
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	② 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ) b	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	□地方税に関	係しない	■説明あ) b	□説明なし	

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 府省名 経済産業省					
税目	法人税					
区分	□新設	■拡充	□延長	□事		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成19年度8,479事業年度(件)、20年度7,912事業年度(件)と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数からみて適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するため、当該措置により達成しようとする目標(民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する)が設定されているが、最高水準の定義が明確でなく、どのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
 - ③ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
ケ	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	組税特別措置等の必要性等				·		
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	加記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	力記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	ていない	■達成さ	られている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	0
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析あ	> b	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性				-		
	 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策引	F段はない	■説明あ	> b	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関	関係しない	□説明あ	> b	□説明なし	

制度名	技術研究組合の所得計	府省名	経済産業省		
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、技術研究組合の組合数が平成19年度13組合、20年度12組合、21年度9組合と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る組合の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させる)は、景気の動向等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで技術研究組合を通じた研究投資の増加にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
 - ③ 設備投資やGDPを用いて本租税特別措置等に税収減を是認するような効果(所得計算の特例による 技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算すると減税額の約1.57 倍。GDP押し上げ額をマクロモ デルにより試算すると、平成20年度の単年度の減税(1,243百万円)により、10年間累計で約91億円 のGDP押し上げ効果)があると説明しているが、試算方法が明らかではなく検証することができない ため、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

本租税特別措置等が有効である理由は説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目		評価の	実施状況		課題
分	分析対象期間					
	① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等					
	② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
	③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
-	⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり			■説明なし	0
租	1税特別措置等の有効性等					
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり			□説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化	□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
-	② 減収額の将来予測	□定量化	□定量化	公(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性的	的記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化	□定性的	的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されていた	けい□達成さ	られている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり			□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0
	⑨ 効果がない場合の要 因分析	□該当しない	□分析あ	50	■分析なし	0
租	且税特別措置等の相当性					
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段に	はない ■説明あ	50	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関係し	しない □説明あ	50	□説明なし	

制度名		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法) の改正に伴う登録免許税の所要の措置				
税目	登録免許税					
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	後	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等は、平成18年度912件、19年度458件、20年度994件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る認定計画数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(ROE、ROA、エネルギー生産性及び炭素生産性等)は、経済情勢等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果 (例えば、本租税特別措置等のみで、本措置を活用した企業のROE及びROAの平均値が政策目標(平成22年度値+2%)を上回る)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等による減収額の過去の実績の分析対象期間の一部(平成15年度及び16年度)が把握されていないため、その適用の実態が不透明である。
 - ③ 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計について、「法改正による適用数等(減収額)の変化(増減)はないと考えられる」としているが、具体的な根拠が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
- ④ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及していない。また、「これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成」としているが、これは産活法の認定計画に基づく政策支援措置全体の効果であり、本租税特別措置等のみの効果でないものの、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策 手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の気	 		課題
分	计析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	A税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
-	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租	1税特別措置等の有効性等		·		,		
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 [□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 [□定量化(根	処なし)	■定性的記述	□予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	0
	⑭ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	いない	□達成さ	れている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	⑪ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析を	, b	□分析なし	
租	1税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	^② 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手具	没はない	□説明あ	, b	□説明なし	
	 地方公共団体が協力 する相当性 	■地方税に関係	系しない	□説明あ	, b	□説明なし	

制度名	産業活力の再生及び商 く不動産取得税の軽減	府省名	経済産業省		
税目	不動産取得税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(ROE、ROA、エネルギー生産 性及び炭素生産性等)は、経済情勢等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果 (例えば、本租税特別措置等のみで、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上をすべて達成する)を把 握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、過去における税収減の実態を明らかにしていないにもかかわらず、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- ④ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
ら	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	H税特別措置等の必要性等				·		
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	加記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租	I税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	□達成さ	れている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	¹⁹ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析を	> b	□分析なし	
租	H税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ	> b	□説明なし	
		□地方税に関	係しない	■説明あ	> b	□説明なし	

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制) 府省名 経済産業省						
税目	法人税	法人税					
区 分	■新設	□拡充	□延長	□事			

税目	法人税				
区 分	■新設	□拡充	□延長	□事後	
【点検結果】 政策目的に	向けた手段としての「有効性	生」についての分	析・説明が不十分であ	る。	
年度)につ	別措置等の適用数及びこれに いて予測されておらず、また らかにされていないため、そ がある。	と、23 年度の適用	数については推計方法	が明らかでなく、減収	額は算

点検項目		評価の	実施状況		課題
分析対象期間			•		
① 分析対象期間	□設定あり			■設定なし	0
租税特別措置等の必要性等					
② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	\triangle
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的	的記述	□設定なし	
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし	0
租税特別措置等の有効性等					
⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし	0
② 減収額の将来予測	■定量化	□定量付	化(根拠なし)	□予測なし	0
④ 政策目的の達成予測	□定量化	■定性的	的記述	□予測なし	
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり			□説明なし	
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	
租税特別措置等の相当性					•
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない ■説明	あり	□説明なし	
地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	係しない ■説明	あり	□説明なし	

制度名	企業立地促進法に基づける集積産業用資産の	府省名	経済産業省			
税目	法人税	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことが説明されているが、想定外に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(企業立地促進法に基づく基本計画区域内の企業立地件数、新規雇用者数及び付加価値額)は、景気の動向等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで企業立地件数や新規雇用者数の増加にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計について、平成23年度分が見込みとして 記載されているが、推計方法(見込みの内容)が明らかにされておらず、その見込みの確度が不透明で ある。
 - ③ 過去の実績については、減収額に言及せずに、企業立地件数 (・雇用人数)で効果を説明し、一方、将来の見込みについては、(減収額・適用件数・)付加価値増加額・新規雇用者数で効果を説明しており、いずれも測定指標の一部ずつしか説明しておらず、その効果及び見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

本租税特別措置等が有効である理由は説明されているが、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目	評価の実施状況					
5	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
禾	組税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
禾	組税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	公(根拠なし)	□把握なし	
	⑫ 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	2(根拠なし)	□予測なし	0
	① 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	的記述	□把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されて	いない	□達成さ	られている	□説明なし	
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	19 効果がない場合の要 因分析	□該当しない		■分析あ	50	□分析なし	
禾	組税特別措置等の相当性						•
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	50	□説明なし	
		■地方税に関	係しない	□説明あ	50	□説明なし	

制度名	中小企業等基盤強化税制(経営革新計画)				
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(中小企業における付加価値額等)は、景気の動向等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで、どの程度、付加価値額の向上に寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、本租税特別措置等以外の要因の影響を受ける効果を用いて、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- ④ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目		音	平価の実	施状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化]定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □]定量化(根拠な	:し)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
•	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □	定量化(根拠な	:し)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化]定量化	(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化]定量化	(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化]定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化]定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されてい	ない	達成さ	れている	□説明なし	
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	¹⁹ 効果がない場合の要 因分析	□該当しない		分析あ	ŋ	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段	はない	脱明あ	ŋ	□説明なし	
		□地方税に関係	系しない 	脱明あ	ŋ	□説明なし	

制度名	中小企業等基盤強化税制(中小卸売、小売及びサービス業) 府省名 経済産業省				
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(中小卸売、小売及びサービス業における資本装備率の年率6.5%以上の上昇)は、景気の動向等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率の上昇にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額について、過去の実績についての試算方法が明らかでなく、また、将来推計が予測されていないため、その実態及び見込みが不透明である。
- ③ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- ④ 本租税特別措置等により達成しようとする目標は、中小卸売、小売及びサービス業者の資本準備率を大企業並みの700万円以上に引き上げることであるが、当該資本準備率は、平成19年度280万円、20年度300万円と把握されており、実績が目標の半分以下となっている現状について分析されていない。

	点検項目			評価の第	 実施状況		課題
S.	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	組税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	組税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根持		□定性的記述	□把握なし	\circ
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根括	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	(根拠なし)	■予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されて	いない	□達成さ	れている	□説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	19 効果がない場合の要 因分析	□該当しない		□分析あ	, b	■分析なし	0
租	組税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	, b	□説明なし	
		□地方税に関	係しない	■説明あ	, b	□説明なし	

制度名	中小企業等基盤強化稅	制(教育訓練費)		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(平成24年度における中小企業の教育訓練費割合(労務費に占める教育訓練費の割合)を0.30%とすること)は、助成金を始めとした他の政策手段の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみによって中小企業の教育訓練費割合の向上にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額について、過去の実績についての試算方法が明らかでなく、また、将来推計が予測されていないため、その実態及び見込みが不透明である。
- ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等以外の要因の影響を受ける効果を用いて、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、 過去におけるその効果の実態が不透明である。
- ④ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等が教育訓練を実施するインセンティブとして効果があることが説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の有無が説明されていない。

	点検項目	評価の実施状況					
5	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
禾	組税特別措置等の必要性等						1
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
禾	組税特別措置等の有効性等						-
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	0
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	为記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	いない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析あ	50	□分析なし	
禾	組税特別措置等の相当性						_
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	5 Ŋ	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力⇒ する相当性	□地方税に関	係しない	■説明あ	50	□説明なし	

制度名	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制) 府省名 経済産業				
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成19年度1,436件、20年度1,317件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数からみて想定外に適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(中小企業における企業経営を I Tにより最適化する企業の割合)は、他の支援措置等の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで、どの程度、I Tにより最適化する企業の割合を増加するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績の分析対象期間の一部(適用数:平成18年度及び21年度、減収額:18年度)が把握されておらず、また、減収額の過去の実績(21年度)についての試算内容が明らかでなく、その実態が不透明である。
 - ③ 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
 - ④ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
5	分析対象期間				•		
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
禾	組税特別措置等の必要性等						1
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
禾	組税特別措置等の有効性等				•		
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	0
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	2(根拠なし)	□把握なし	0
	⑫ 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	2(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	的記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	的記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されて	こいない	□達成さ	られている	□説明なし	0
	16 措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	18 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	
	19 効果がない場合の要 因分析	■該当しない)	□分析あ	59	□分析なし	
禾	組税特別措置等の相当性				,		•
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	59	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	係しない	■説明あ	59	□説明なし	

制度名	中小企業等の貸倒引当	府省名	経済産業省		
税目	法人税	法人税			
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」等についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1. 「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計について、平成23年度及び24年度の 見込み額の算定根拠を全国中小企業団体中央会調査により推計したとしているが、試算の内容が示さ れておらず、その見込みの確度が不透明である。
- ② 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の有無が説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

3. その他(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)

政策目的(中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する)に対し、達成目標(貸 倒引当率を中小企業並みに引き上げる)の実現がどのように寄与するのかを説明すべきところ、本件租税 特別措置等の必要性に関する説明にとどまっている。

	点検項目			評価の第	E施 状況		課題
分	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	且税特別措置等の必要性等						
Ī	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
=	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり				■説明なし	0
租	且税特別措置等の有効性等		·				
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □]定量化(根排	心なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化 □]定量化(根據	処なし)	□定性的記述	□予測なし	0
-	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	
=	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□予測なし	0
	⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	ない	□達成さ	れている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
-	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
-	⑨ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析あ	, 9	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段	とはない	□説明あ	, 9	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力⇒ する相当性	□地方税に関係	えしない	■説明あ	, b	□説明なし	

制度名	商工組合等の留保所得の特別控除				経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」等についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1. 「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(自己資本比率、流動比率)は、本租税特別措置等により達成しようとする目標のうちの一つ(出資総額に対する累積積立率が4分の1を超える割合を75%にする)との関係が明確でなく、当該測定指標によっては目標が達成されたかどうか把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計について、平成23年度及び24年度の見込みを全国中小企業団体中央会調査による推計又は全国中小企業団体中央会調査をベースに経済産業省による試算としているが、試算の内容が示されておらず、その見込みの確度が不透明である。
- ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

3. その他(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 政策目的(組合の内部留保の充実と経営基盤の強化)に対し、達成目標(出資総額に対する累積積立率が 4分の1を超える組合の割合を75%にする)の実現がどのように寄与するのかを説明すべきところ、現状

の組合の経営基盤についての説明にとどまっている。

点検項目		評価の実施状況		課題
分析対象期間				 :
① 分析対象期間	■設定あり		□設定なし	0
租税特別措置等の必要性等				
② 政策目的	■説明あり		□説明なし	
③ 根拠	■明らか		□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか		□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり		□説明なし	0
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり		□説明なし	0
租税特別措置等の有効性等	,			
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量	量化(根拠なし) □定性	的記述 □把握なし	
	■説明あり		□説明なし	
⑩ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量	量化(根拠なし) □定性	的記述 口予測なし	0
① 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠な	こし) □把握なし	
⑫ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠な	:し) □予測なし	0
⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性的記述	□把握なし	
④ 政策目的の達成予測	□定量化	□定性的記述	■予測なし	0
⑤ 達成目標の実現状況	■達成されていない	○ □達成されてい	る □説明なし	
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり		□説明なし	
⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり		□説明なし	0
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり		□説明なし	0
効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析あり	□分析なし	
租税特別措置等の相当性				
② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし	0
② 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段はな	ない □説明あり	□説明なし	
 地方公共団体が協力 する相当性 する相当性 おものでは、	□地方税に関係しれ	ない ■説明あり	□説明なし	

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 府省名 経済産業				経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税				
区分	□新設 ■拡充 □延長 □事後				

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1. 「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(バイオ由来燃料の導入量)は、「バイオETBE関税の無料化措置」等他の政策手段の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計(平成23年度)についての算定根拠は明らかではなく、また、減収額の算定根拠の基になる適用数量の算出方法は「経済産業省調べ」とされているが、試算の内容が示されていない。
- ③ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていない。
- 2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、「バイオ ETBE関税の無料化措置」等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当 性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
S.	分析対象期間						•
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	H税特別措置等の必要性等		,				
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	力記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	H税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	■定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	力記述	□把握なし	
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	力記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	値 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない)	□分析あ	59	□分析なし	
租	B税特別措置等の相当性						
	20 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	5 b	□説明なし	
		■地方税に関	係しない	□説明あ	59	□説明なし	

制度名	金融所得課税に係る損	益通算の範囲拡大に向け	ナた所要の措置	府省名	経済産業省	
税目	所得税	所得税				
区分	■新設	□拡充	□延長	□事	後	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合、商品先物市場における個人投資家数等)には、目標達成時期及び目標値が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標(証券・商品市場への個人投資家の参加を促す)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が、分析対象期間内の年度ごとに予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標の予測や税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策 手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の領	美施状況		課題
分	析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租力	税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	力記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租力	税特別措置等の有効性等						
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根据	処なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□予測なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	(B) 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
租利	税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	\circ
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策	手段はない	□説明あ) b	□説明なし	
	② 地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	関係しない	■説明あ) b	□説明なし	

制度名	金融所得課税に係る損	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置 府				
税目	個人住民税	個人住民税				
区分	■新設	□拡充	□延長	□事	後	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合、商品先物市場における個人投資家数等)には、目標達成時期及び目標値が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標(証券・商品市場への個人投資家の参加を促す)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が、分析対象期間内の年度ごとに予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標の予測や税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来におけるその効果の見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策 手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評	価の実施状況		課題
分析対象期間				•
① 分析対象期間	■設定あり		□設定なし	0
租税特別措置等の必要性等				
② 政策目的	■説明あり		□説明なし	
③ 根拠	■明らか		□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか		□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり		□説明なし	0
⑥ 測定指標の設定	■定量化 □第	定性的記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり		□説明なし	0
租税特別措置等の有効性等				
⑩ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠な	し) □定性的記述	□予測なし	0
⑫ 減収額の将来予測	■定量化 □	定量化(根拠なし)	□予測なし	0
④ 政策目的の達成予測	□定量化 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	定性的記述	■予測なし	0
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり		□説明なし	0
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり		□説明なし	0
租税特別措置等の相当性				
② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし	0
⑩ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段はない□	説明あり	□説明なし	
地方公共団体が協力する相当性	□地方税に関係しない ■	说明あり	□説明なし	

制度名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除			府省名	経済産業省
税目	所得税	所得税			
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成21年度2,538件、22年度2,571件(見込み)と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る既存住宅からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計(平成23年度及び24年度)についての 算定根拠が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
 - ② 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等の省CO2効果と助成金や補助金による省CO2効果を比較し、本租税特別措置等の費用対効果は高いとし、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。

点検項目			評価の実施状況					課題
ゟ	汁析	対象期間	,					
	1)分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租		特別措置等の必要性等						•
	2)政策目的	■説明あり	■説明あり			□説明なし	
		③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
		④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	(5)) 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
		⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	小記述	□設定なし	
		⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租		特別措置等の有効性等						•
	8)適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	.拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		⑨ 僅少・偏りのない敷沢	□説明あり				■説明なし	0
	10)適用数等の将来予測	□定量化	■定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	(11	〕減収額の実績把握	■定量化		□定量们	ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	12	減収額の将来予測	□定量化		■定量们	ヒ(根拠なし)	□予測なし	0
	(13	政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	9記述	■把握なし	0
	<u>(14</u>	の策目的の達成予測	□定量化		■定性的	勺記述	□予測なし	
	(15) 達成目標の実現状況	■達成されて	ていない	□達成さ	されている	□説明なし	
	(16	措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	
	17	税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	(18	税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	(<u>1</u> 9	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	. `	□分析は	うり	□分析なし	
租	1税	特別措置等の相当性						
	20	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	21	他の政策手段との役 割分担	□他の政策引	手段はない	■説明ま	うり	□説明なし	
	22	地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	月 係しない	■説明あ	うり	□説明なし	

制度名	農林漁業用輸入A重油	府省名	経済産業省			
税目	石油石炭税					
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成20年度108千KL、21年度108千KLと把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る農林漁業用A重油量からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されておらず、適用数等の僅少・偏りのない状況について疑問がある。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績について、算定根拠を平成 17 年度から 20 年度までを「国税庁統計年報」、21 年度を「農林水産省見込み」としているが、農林水産省見込みの試算の内容が示されておらず、その実態が不透明である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
 - ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、補助金による補填等に比べて効率的である説明などにより本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。

	点検項目	評価の実施状況					課題
S.	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	力記述	□設定なし	
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	\bigcirc
		□説明あり				■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	ど(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	いない	□達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	1	□分析を	_{>} b	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	② 他の政策手段との役割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	っり	□説明なし	
	② 地方公共団体が協力 する相当性	■地方税に関	係しない	□説明あ	_{>} b	□説明なし	

制度名	特定の重油を農林漁業	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付				
税目	石油石炭税					
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1. 「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその効果を把握するために設定されている測定指標は「農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間にイコールフッティングの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る」という定性的なものであるが、当該達成目標は本租税特別措置等が措置されることにより達成されるものであることから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績について、算定根拠を「財務省・農林水産省試算」としているが、試算の内容が示されておらず、その実態が不透明である。
- ③ 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ④ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、「輸入A 重油と国産A重油のイコールフッティングを図ることは、公平な競争条件の確保に資すると評価できる」 とし、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見 込みが不透明である。

2. 「相当性」について

本租税特別措置等以外の支援措置として「租税特別措置法第90条の4」に基づく免税措置、「関税暫定措置法第2条」に基づく無税措置を挙げているが、本租税特別措置等との役割の違いの説明がなく、本租税特別措置等の相当性について疑問がある。

	点検項目	評価の実施状況				
ケ	分析対象期間					
	① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等					
	② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
	③ 根拠	□明らか			■明らかでない	0
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化	■定性的	的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし	
租	且税特別措置等の有効性等					
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □定	量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	\bigcirc
		■説明あり			□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □定	量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化	□定量化	2(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化	□定量化	2(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性的	的記述	□把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化	□定性的	的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されていな	い □達成さ	られている	■説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり			□説明なし	
	⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0
	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析あ	50	□分析なし	
租	L税特別措置等の相当性					
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
	② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段は	ない □説明あ	50	■説明なし	0
		■地方税に関係し	ない □説明あ	50	□説明なし	

制度名	電気供給業の課税標準 料金を控除する特例指	府省名	経済産業省				
税目	事業税						
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	後		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
 - 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(年度ごとの新規参入者数の推移)には、目標達成時期及び目標値が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標(特定規模需要における新規参入を促進する)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を 是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。

なお、本来であれば、測定指標により把握した効果の分析、説明が必要であるが、上記①の課題もあり、 他のデータ(電気料金)により分析、説明していることから、評価手法上問題がある。

- ④ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の措置等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目	評価の実施状況					課題
ら	分析対象期間						•
① 分析対象期間 ■設定あり						□設定なし	0
租	H税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	0
租	I税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	\circ
	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	記述	□予測なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	■達成さ	れている	□説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	¹⁹ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析あ) b	□分析なし	
租	H税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手	段はない	□説明あ) b	□説明なし	
		□地方税に関	係しない	■説明あ) b	□説明なし	

制度名	中小企業の事業再生に	府省名	経済産業省			
税目	不動産取得税					
区分	□新設 □拡充 ■延長			□事		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

過去において本租税特別措置等の適用実績はないこと等から、将来において税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明すべきであるが、説明されていないため、税収減を是認するような有効性について疑問がある。

2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の 措置(中小企業再生支援協議会事業)等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等 の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目	評価の実施状況					
分	析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり			□説明なし		
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	税特別措置等の有効性等		·				
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根括	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根持	処なし)	□定性的記述	□予測なし	
	① 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□把握なし	
	② 減収額の将来予測	■定量化		□定量化	(根拠なし)	□予測なし	
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		□定性的	記述	■把握なし	0
	④ 政策目的の達成予測	□定量化		■定性的	記述	□予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されて	いない	□達成さ	れている	□説明なし	
	(b) 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	(19) 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		□分析を	, 9	□分析なし	
租	税特別措置等の相当性				·		
	② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手	段はない	■説明あ	, ŋ	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力⑰ する相当性	□地方税に関	係しない	■説明あ	, n	□説明なし	

制度名	再生可能エネルギーに	府省名	経済産業省				
税目	固定資産税						
区分	□新設 ■拡充 ■延長				後		

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(新エネルギー導入量、再生可能エネルギー導入割合、太陽光発電導入量)は、補助金等他の政策手段の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで、新エネルギーについて、2010年度までに、1,560万kl~1,910万kl 導入する)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の平成23年度以降の推計についての算定根拠が明らかでなく、その見込みの確度が不透明である。
- ③ 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、また、把握した効果である測定指標の実績値ではなく、事業者の資金繰り等の改善等のみを根拠として、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- ④ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金(新 エネルギー等事業者支援対策事業)等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の 相当性の説明に疑問がある。

	点検項目	評価の実施状況					課題
	分析対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租	且税特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		定性的	記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	且税特別措置等の有効性等						
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □	定量化(根拠な	:L)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 ■	定量化(根拠な	:し)	□定性的記述	□予測なし	0
	① 減収額の実績把握	□定量化		定量化	(根拠なし)	□把握なし	0
	② 減収額の将来予測	□定量化		定量化	(根拠なし)	□予測なし	0
•	③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化		定性的	記述	□把握なし	0
•	④ 政策目的の達成予測	□定量化		定性的	記述	■予測なし	0
•	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	ない	達成さ	れている	■説明なし	0
•	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし	0
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
	¹⁹ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない		分析あ	ŋ	□分析なし	
租	且税特別措置等の相当性						
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段	はない	説明あ	ŋ	□説明なし	
		□地方税に関係	しない ■	説明あ	ŋ	□説明なし	

制度名	再生可能エネルギーの	府省名	経済産業省				
税目	事業税						
区 分	■新設	□拡充	□延長	□事	後		

【点検結果】

背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」における効果・達成目標の 実現状況、補助金等他の政策手段と比した「相当性」について必要な評価が行われていない。

(説明)

「有効性」について評価が行われている項目に関して、税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等のみの効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでなく、その 見込みの確度が不透明である。

点検項目	評価の実施状況		課題
分析対象期間			
① 分析対象期間	□設定あり	■設定なし	0
租税特別措置等の必要性等			
② 政策目的	■説明あり	□説明なし	
③ 根拠	□明らか	■明らかでない	\circ
④ 政策体系での位置 付け	□明らか	■明らかでない	0
⑤ 達成目標	■説明あり	□説明なし	\circ
⑥ 測定指標の設定	□定量化 □定性的記述	■設定なし	\circ
⑦ 政策目的への寄与	□説明あり	■説明なし	\circ
租税特別措置等の有効性等			
⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □定	性的記述 □予測なし	0
② 減収額の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠	なし) □予測なし	0
④ 政策目的の達成予測	□定量化 □定性的記述	■予測なし	0
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり	□説明なし	0
® 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし	0
② 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり	□説明なし	
	□地方税に関係しない■説明あり	□説明なし	

制度名	低公害車の燃料供給設備に係る特例措置 府省名 経済産業省				
税目	固定資産税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、対象設備(電気充電設備、天然ガス充てん設備及び水素充てん設備)の 合計で、平成19年度9件、20年度20件、21年度149件と把握されているが、本租税特別措置等が適用 され得る対象設備(電気充電設備、天然ガス充てん設備及び水素充てん設備)の全体数からみて想定外に 僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(燃料供給設備の設置状況、低公害車・次世代自動車の普及状況)は、補助金等他の政策手段の効果の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで、2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進める)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されておらず、また、減収額の将来推計について、「経済産業省試算」と記載しているのみで試算の内容が明らかにされていないため、その見込みが不透明である。
 - ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、また、政策目的等の説明のみにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金(クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助事業)等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目			評価の気	実施状況		課題
分析	対象期間						•
(])分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租稅	特別措置等の必要性等						
2)政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
(5)	達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	力記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租稅	特別措置等の有効性等						
(8) 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり				■説明なし	0
(1)) 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
(1	〕減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	0
(1)	②減収額の将来予測	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□予測なし	0
(1)	政策目的の実現状況 の把握	■定量化		□定性的	力記述	□把握なし	
(14	の策目的の達成予測	□定量化		□定性的	力記述	■予測なし	0
(1	達成目標の実現状況	□達成されて	ていない	□達成さ	れている	■説明なし	0
(1	措置されなかった場 合の予想	■説明あり				□説明なし	0
(1)	税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
(1)	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
(1	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	`	□分析を	o 9	□分析なし	
租税	特別措置等の相当性						
2	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	\circ
6	他の政策手段との役 割分担	□他の政策号	手段はない	■説明あ	> b	□説明なし	
@	地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	豚しない	■説明あ	> b	□説明なし	

制度名	中小企業者等の試験研究費にかかる特例措置 府省名 経済産業省				
税目	法人住民税				
区分	□新設	■拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1)「国税における税制利用企業は中小企業の割合が高いことから、地方税における措置についても、多数の中小企業が利用しているといえる」としており、本租税特別措置等の適用数の過去の実績について把握されておらず、本租税特別措置等が適用され得る我が国中小企業者の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の適用数の過去の実績並びに適用数及びこれによる減収額の将来推計が把握及び予測されておらず、また、減収額の過去の実績については、「「税務統計から見た法人企業の実態」より算出」としているのみで算出の内容が明らかにされていないため、その実態及び見込みが不透明である。
 - ② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていない。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の 措置(戦略的基盤技術高度化支援事業)等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置 等の相当性の説明に疑問がある。

		点検項目			評価の領	実施状況		課題
S.	分析対象其	阴間						
	① 分标	行対象期間	■設定あり				□設定なし	0
租	1税特別排	#置等の必要性等						
	② 政策		■説明あり				□説明なし	
	3 #	艮拠	■明らか				□明らかでない	
		対策体系での位置 対け	■明らか				□明らかでない	
	⑤ 達病		■説明あり				□説明なし	
	6 1	制定指標の設定	■定量化		□定性的	記述	□設定なし	
	7 4	対策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租	租税特別排	#置等の有効性等						
	⑧ 適月	月数等の実績把握	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■把握なし	\circ
		単少・偏りのない 犬況	□説明あり				■説明なし	\circ
	⑩ 適月	月数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	処なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減	双額の実績把握	■定量化		□定量化	公(根拠なし)	□把握なし	0
	12 減	双額の将来予測	□定量化		□定量化	と(根拠なし)	■予測なし	0
	③ 政策の対	度目的の実現状況 P握	■定量化		□定性的	記述	□把握なし	
	14 政策	管目的の達成予測	□定量化		□定性的	記述	■予測なし	0
	15 達成	対目標の実現状況	□達成されて	ていない	■達成さ	れている	□説明なし	
	(Ib)	置されなかった場)予想	■説明あり				□説明なし	0
		又減是認の効果の 責確認	■説明あり				□説明なし	
	(IX)	又減是認の効果の で見込み	□説明あり				■説明なし	0
	19 効果	見がない場合の要 分析	■該当しない	. `	□分析を	o 9	□分析なし	
租	1税特別排	#置等の相当性						
		寺の手段をとる必 生・適切性	■説明あり				□説明なし	0
	回 他 <i>(</i> 割 分)政策手段との役 }担	□他の政策	手段はない	■説明あ) b	□説明なし	
	(99)	5公共団体が協力 5相当性	□地方税に関	関係しない	■説明あ) b	□説明なし	

制度名	排出ガス規制新基準に 特例措置の創設	府省名	経済産業省		
税目	固定資産税				
区分	■新設	□拡充	□延長	□事	後

【点検結果】

1. 背景にある政策の今日的な「合理性」、2. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、3. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「合理性」について

排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置については、平成18年度に創設され、その後すべての規制対象出力帯が規制適用となった20年度にいったん廃止されている。これを踏まえた上で、今般、同様の特例措置である本租税特別措置等を新設する必要性について説明されておらず、本租税特別措置等を新設する合理性に疑問がある。

2.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(新基準適合車の型式届出状況、新基準適合車型式の出荷状況)には、目標達成時期及び目標値が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標(新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進、新基準適合車への更新需要誘発)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が、分析対象期間内の年度ごとに予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 予測した効果と減収額の見込みを対比すべきところ、本租税特別措置等の重要性が説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の有無が説明されていない。
- 3.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、機械購入 支援(中小企業投資促進税制)、オフロード法基準適合車購入支援(環境エネルギー対策貸付制度)等他の政 策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目		評価の実施状況					
分析対象期間	,					•	
① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	0	
租税特別措置等の必要性等							
② 政策目的	■説明あり				□説明なし		
③ 根拠	■明らか				□明らかでない		
④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない		
⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	0	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定	性的記述	<u>术</u>	□設定なし	0	
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし		
租税特別措置等の有効性等	•						
⑩ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし	.) []定性的記述	□予測なし	0	
② 減収額の将来予測	■定量化	□定	量化(根	拠なし)	□予測なし	0	
④ 政策目的の達成予測	□定量化	■ 定	性的記述	<u>术</u>	□予測なし	0	
16 措置されなかった場合の予想	■説明あり				□説明なし		
® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性							
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0	
② 他の政策手段との役 割分担	□他の政策	手段はない ■説	明あり		□説明なし		
② 地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	関係しない ■説	明あり		□説明なし		

制度名	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置			府省名	経済産業省
税目	固定資産税、都市計画税				
区 分	□新設	□拡充	■延長	□事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成20年度87件(うち、19年新規取得分87件)、21年度1,957件(うち、20年新規取得分1,870件)と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率)は、復興基金等他の要因の影響を受けるものであり、本租税特別措置等のみの効果(例えば、本租税特別措置等のみで「新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建」にどの程度寄与するのか)を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 本租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の将来推計が予測されていないため、その見込みが不透明である。
- ③ 把握及び予測した効果と減収額の実績及び見込みを対比すべきところ、税収減に言及せずに、特段の根拠を示すことなく、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、その効果の実態及び見込みが不透明である。
- 2.「相当性」について
- (1)他の政策手段として、被災者生活再建支援制度、復興基金事業による支援措置、その他地方公共団体による独自支援策等があるが、本租税特別措置等とこれら他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性に疑問がある。
- (2) 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の措置等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目		評価	の実施状況		課題
分	析対象期間					•
	① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	
租	税特別措置等の必要性等					•
	② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
	③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	0
	⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定	生的記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし	
租	税特別措置等の有効性等					
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		□説明あり			■説明なし	0
	⑩ 適用数等の将来予測	□定量化 □□	定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化	□定	量化(根拠なし)	□把握なし	
	⑫ 減収額の将来予測	□定量化	□定	量化(根拠なし)	■予測なし	0
	① 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定	生的記述	□把握なし	
	⑭ 政策目的の達成予測	□定量化	□定	生的記述	■予測なし	0
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されてい	ない □達	 戍されている	□説明なし	0
	16 措置されなかった場合の予想	■説明あり			□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
	® 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0
	⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分	斤あり	□分析なし	
租	税特別措置等の相当性			·		•
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段	はない □説	明あり	■説明なし	0
	⑩ 地方公共団体が協力⑰ する相当性	□地方税に関係	しない ■説	明あり	□説明なし	

制度名	特別修繕準備金(連続	式溶解炉(ガラス))		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	

【点検結果】

1. 背景にある政策の今日的な「合理性」、2. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、3. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「合理性」について

政策目的の根拠法令等が明らかにされておらず、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に 位置付けされているのか疑問がある。

2.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(税制を活用し、定期的な修理のために積み立てられた準備金の残高、またそれを活用して修繕されたガラス製造用連続式溶解炉の数)には、目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、測定指標により把握した効果や税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- 3.「相当性」について
- (1) 本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性に疑問がある。
- (2) 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の措置等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項	目			評価の領	実施 状況		課題
分析対象期間							
① 分析対象:	期間	■設定あり				□設定なし	
租税特別措置等	の必要性等						•
② 政策目的		■説明あり				□説明なし	
③ 根拠		□明らか				■明らかでない	0
④ 政策体 付け	系での位置	■明らか				□明らかでない	
⑤ 達成目標		■説明あり				□説明なし	
⑥ 測定指	標の設定	■定量化		□定性的	加記述	□設定なし	0
⑦ 政策目	的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租税特別措置等	の有効性等						•
⑧ 適用数等	の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑨ 僅少・	偏りのない	■説明あり				□説明なし	
① 減収額の	実績把握	■定量化		□定量化	ど(根拠なし)	□把握なし	
③ 政策目的 の把握	の実現状況	□定量化		■定性的	記述	□把握なし	
⑤ 達成目標	の実現状況	□達成され	ていない	■達成さ	れている	□説明なし	0
① 税収減是 実績確認	認の効果の	■説明あり				□説明なし	0
9 効果がな 因分析	い場合の要	■該当しない	,)	□分析あ	> b	□分析なし	
租税特別措置等	の相当性						
② 租特の手 要性・適	段をとる必 切性	■説明あり				□説明なし	0
② 他の政策 割分担	手段との役	□他の政策	手段はない	□説明あ	> b	■説明なし	0
② 地方公共 する相当	団体が協力 性	□地方税に	関係しない	■説明あ	> b	□説明なし	
評価結果の反映	の方向性						-
② 事後評価	結果の反映	□説明あり				■説明なし	0

制度名	特別修繕準備金(銑鉄	特別修繕準備金(銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉)				
税目	法人税					
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後	

【点検結果】

1. 背景にある政策の今日的な「合理性」、2. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、3. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「合理性」について

政策目的の根拠法令等が明らかにされておらず、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に 位置付けされているのか疑問がある。

- 2.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成20年度4社、21年度4社、22年度4社と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る我が国銑鉄製造業者や修繕対象の溶鉱炉・熱風炉の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
- ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(本制度を活用している企業数及び溶鉱炉・熱風炉の基数、定期的な修繕のために積み立てられた準備金の残高)には、目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標(銑鉄製造用の溶鉱炉・熱風炉の修繕が、定期的かつ確実に実施される事業環境を整備する)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。
- ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、測定指標により把握した効果や税収減に言及せずに、特別修繕準備金制度の説明のみにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- 3.「相当性」について
- (1) 本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性に疑問がある。
- (2) 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の措置等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況					
分析対象期間						
① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租税特別措置等の必要性等						•
② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
③ 根拠	□明らか				■明らかでない	0
④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	[二定性的	記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租税特別措置等の有効性等						•
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 [□定量化(根拠	なし)	□定性的記述	□把握なし	0
⑨ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり				■説明なし	0
⑪ 減収額の実績把握	■定量化	[□定量化	(根拠なし)	□把握なし	0
③ 政策目的の実現状況 の把握	■定量化	[二定性的	記述	□把握なし	
⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	ない	■達成さ	れている	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
効果がない場合の要 因分析	■該当しない	[□分析あ	り	□分析なし	
租税特別措置等の相当性						<u>, </u>
② 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
② 他の政策手段との役割分担	□他の政策手具	ひはない [□説明あ	ŋ	■説明なし	0
地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関係	系しない 1	■説明あ	ŋ	□説明なし	
評価結果の反映の方向性						
② 事後評価結果の反映	■説明あり				□説明なし	0

制度名	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得 の特別控除(中小企業高度化事業)				経済産業省
税目	所得税、法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことが説明されているが、想定外に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の直接の効果は土地売却の円滑化であると考えられるが、本租税特別措置等のみの効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せず、高度化事業を実施した組合員による納税額や算定根拠のない特定の事例による生産誘発額など本租税特別措置等以外の要因の影響を受ける効果により、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、予算上の措置等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

	点検項目		評価の	実施状況		課題
分	析対象期間					-
	① 分析対象期間	□設定あり			■設定なし	0
租	税特別措置等の必要性等					-
	② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
	③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
	⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化	□定性的	 外記述	■設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし	
租	税特別措置等の有効性等					
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □定	量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	9 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	0
	① 減収額の実績把握	■定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	① 政策目的の実現状況 の把握	■定量化	□定性的	 外記述	□把握なし	
	⑤ 達成目標の実現状況	□達成されていない	ハロ達成る	されている	■説明なし	0
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
	⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析は	あり	□分析なし	
租	税特別措置等の相当性					
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
	① 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段は	ない ■説明な	あり	□説明なし	
	⑩ 地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関係し	ない ■説明な	あり	□説明なし	
評	価結果の反映の方向性					
	③ 事後評価結果の反映	■説明あり			□説明なし	

制度名	保険会社等の異常危険	準備金		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

1.「有効性」について

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

① 本租税特別措置等の達成目標は「「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤の確保」とされているため、その効果を把握するため設定している測定指標(異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準まで積立てる)で、実際に財政基盤の確保が図られているかどうかを確認することになると考えられる。

しかし、積立残高がどの程度の金額に達すれば、達成目標(「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤の確保)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。

- ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、順調に異常危険準備金の積立てが行われているという現状を説明するにとどまり、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策 手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

Ą	点検項目			評価の	実施状況		課題
分析対象其	月間						-
① 分析	対象期間	■設定あり				□設定なし	
租税特別措	措置等の必要性等				·		
② 政策	 目的	■説明あり				□説明なし	
③ 桩	 	■明らか				□明らかでない	
	対策体系での位置 けけ	■明らか				□明らかでない	
⑤ 達成	え 目標	■説明あり				□説明なし	
⑥ 浿	別定指標の設定	■定量化		□定性的	的記述	□設定なし	0
⑦ 嘭	対策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租税特別措	措置等の有効性等				·		
⑧ 適用	数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
1 (U) ·	i型・偏りのない 大況	■説明あり				□説明なし	
① 減収	Z額の実績把握	■定量化		□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
③ 政策 の把	目的の実現状況 理	□定量化		■定性的	的記述	□把握なし	
15 達成	は目標の実現状況	■達成されて	ていない	□達成さ	られている	□説明なし	0
	双減是認の効果の な確認	■説明あり				□説明なし	0
19 効果	とがない場合の要 か析	■該当しない	,)	□分析あ	5 Ŋ	□分析なし	
租税特別措	措置等の相当性						
	Fの手段をとる必 ・適切性	■説明あり				□説明なし	0
② 他 <i>们</i> 割分)政策手段との役 担	■他の政策	手段はない	□説明あ	50	□説明なし	
	デ公共団体が協力 対相当性	□地方税に	関係しない	■説明あ	5 Ŋ	□説明なし	
評価結果の)反映の方向性						
② 事後	経評価結果の反映	■説明あり				□説明なし	

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特別修繕準備金(球型	ガスホルダー)		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後
T HIAAHEE					

祝 日	公 人祝 						
区 分	□新設	□拡充	□延長	■事後			
【点検結果】	「向けた手段としての「有	「効性」についての分析	・説明が不十分である	ప ం			
本租税特别	(説明) 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、測定指標により把握した効果や税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明であるため、税収減を是認するような有効性について疑問がある。						

	点検項目			評価の	実施状況		課題
分	忻対象期間						
	① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租利	脱特別措置等の必要性等						•
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
(⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	□定量化		■定性的	分記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租利	脱特別措置等の有効性等						•
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
(⑪ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	约記述	□把握なし	
(⑤ 達成目標の実現状況	□達成されっ	ていない	■達成る	されている	□説明なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
	⑪ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	,)	□分析は	あり	□分析なし	
租利	脱特別措置等の相当性						•
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策	手段はない	□説明ね	あり	□説明なし	
	地方公共団体が協力する相当性	□地方税に関	関係しない	■説明a	あり	□説明なし	
評	価結果の反映の方向性						-
	③ 事後評価結果の反映	■説明あり				□説明なし	

制度名	特別修繕準備金(石油の貯蔵の用に供する貯油槽) 府省名 経済産業省				
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

① 本租税特別措置等の達成目標は「石油タンクの開放点検が確実に実施される事業環境の整備」とされているため、その効果を把握するため設定している測定指標(本制度を活用している企業数、修繕基数、準備金の積立て残高)で、実際に整備が図られているかどうかを確認することになると考えられる。

しかし、企業数、修繕基数及び準備金の積立て残高がどの程度の数又は金額に達すれば達成目標(石油 タンクの開放点検が確実に実施される事業環境の整備)が達成されたといえるのか不明であるため、その 効果の検証が困難である。

② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、測定指標により把握した効果の説明はなく、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。

	点検項目			評価の	実施状況		課題
分析为	対象期間						-
1	分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租税特	特別措置等の必要性等						
2	政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
5	達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	 外記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租税特	特別措置等の有効性等						
8	適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
11)	減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
13	政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	 外記述	□把握なし	
15	達成目標の実現状況	□達成され	ていない	□達成る	されている	■説明なし	0
17)	税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
19	効果がない場合の要 因分析	■該当しない	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	□分析は	あり	□分析なし	
租税特	特別措置等の相当性						
20	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
20	他の政策手段との役 割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	
22	地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に	関係しない	■説明は	あり	□説明なし	
評価統	結果の反映の方向性						
23	事後評価結果の反映	■説明あり				□説明なし	0

制度名	原子力発電施設解体準	備金		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長	■事	

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

① 本租税特別措置等の達成目標は「原子力発電所の廃炉費用負担の平準化」とされているため、その効果を把握するため設定している測定指標(原子力発電施設の解体に要する費用(総見積額)の推移及びその積立て実績)で、実際に平準化が図られているかどうかを確認することになると考えられる。

しかし、積立て実績がどの程度の金額に達すれば達成目標(原子力発電所の廃炉費用負担の平準化)が 達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。

② 把握した効果と税収減の実績を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を 是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。

点検項目		評価の	実施状況		課題
分析対象期間	,				•
① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	
租税特別措置等の必要性等					
② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的	 内記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	■説明あり			□説明なし	
租税特別措置等の有効性等					
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	■説明あり			□説明なし	
⑪ 減収額の実績把握	■定量化	□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性的	 内記述	□把握なし	
⑤ 達成目標の実現状況	□達成されていた	ない□達成る	されている	■説明なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析は	あり	□分析なし	
租税特別措置等の相当性					•
② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
⑩ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段に	はない □説明は	あり	□説明なし	
	□地方税に関係し	」ない ■説明は	あり	□説明なし	0
評価結果の反映の方向性					
② 事後評価結果の反映	■説明あり			□説明なし	

制度名	使用済燃料再処理準備	金		府省名	経済産業省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

政策目的に向けた手段としての「有効性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。

① 本租税特別措置等の達成目標は「再処理等事業に要する将来費用を確実に確保」とされているため、その効果を把握するため設定している測定指標(使用済燃料の再処理等に要する費用(総見積額)の推移及びその積立て実績)で、実際に将来費用の確保が図られているかどうかを確認することになると考えられる。

しかし、積立て実績がどの程度の金額に達すれば達成目標(再処理費等事業に要する将来費用を確実に確保)が達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難である。

② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を 是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明である。

点検項目		評価の実施状況					課題
分标	近						·
(① 分析対象期間	■設定あり				□設定なし	
租利	党特別措置等の必要性等						
	② 政策目的	■説明あり				□説明なし	
	③ 根拠	■明らか				□明らかでない	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか				□明らかでない	
(⑤ 達成目標	■説明あり				□説明なし	
	⑥ 測定指標の設定	■定量化		□定性的	外記述	□設定なし	0
	⑦ 政策目的への寄与	■説明あり				□説明なし	
租利	党特別措置等の有効性等						
(⑧ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		■説明あり				□説明なし	
	⑪ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化		■定性的	 外記述	□把握なし	
(⑤ 達成目標の実現状況	□達成されて	こいない	□達成る	されている	■説明なし	0
(⑦ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
(9 効果がない場合の要 因分析	■該当しない)	□分析は	あり	□分析なし	
租利	党特別措置等の相当性						
	20 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
(他の政策手段との役 割分担	■他の政策引	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	
(地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関	関係しない	■説明は	あり	□説明なし	0
評価	両結果の反映の方向性						
(③ 事後評価結果の反映	■説明あり				□説明なし	

制度名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に 係る特例措置				経済産業省
税目	固定資産税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成19年度20,980件、20年度14,662件、21年度12,255件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る償却資産の範囲からみて適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(官民合わせた研究開発投資の対 GDP比率)は、本租税特別措置等による新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じた 研究開発投資の促進効果を当該測定指標によりどの程度測ることができるのかが不明であるため、その 効果の検証が困難である。
 - ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明している。

また、本租税特別措置等による減免措置がNEDOの研究開発投資にどのような効果があるのかの分析・説明がないため、本租税特別措置等の効果が不明であり、税収減を是認するような効果について説明が不十分である(本租税特別措置等がなくても、NEDOが行う研究開発投資は実施されるので、本租税特別措置等の直接の効果の説明がない場合、その必要性に疑問がある)。

2. 「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目		評価の実施状況				
分	析対象期間				•	
	① 分析対象期間	■設定あり		□設定なし		
租	税特別措置等の必要性等				•	
	② 政策目的	■説明あり		□説明なし		
	③ 根拠	□明らか		■明らかでない	0	
	④ 政策体系での位置 付け	■明らか		□明らかでない		
	⑤ 達成目標	■説明あり		□説明なし		
	⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的記述	□設定なし	0	
	⑦ 政策目的への寄与	□説明あり		■説明なし	0	
租	税特別措置等の有効性等		•			
	⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化	(根拠なし) □定性的記述	□把握なし		
		□説明あり		■説明なし	0	
	① 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし		
	③ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	□定性的記述	■把握なし	0	
	⑤ 達成目標の実現状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	0	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり		□説明なし	0	
	(19) 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析あり	□分析なし		
租	税特別措置等の相当性					
	② 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし	0	
	① 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし		
	⑩ 地方公共団体が協力 する相当性	□地方税に関係しない	■説明あり	□説明なし		
評	価結果の反映の方向性				_	
	③ 事後評価結果の反映	■説明あり		□説明なし		

制度名	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の 免除 ③共同利用機械等の固定資産税の軽減 ④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例		府省名	経済産業省	
税目	事業所税、不動産取得	}税、固定資産税			
区 分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、「事業所税の非課税」については平成20年118件、21年116件、「固定 資産税の特例」についてはそれぞれ3件、4件並びに、「不動産取得税の免除」及び「不動産取得税の軽減」 についてはそれぞれ0件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る事業協同組合等の総数か らみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するため、「固定資産税の特例」及び「不動産取得税の軽減」について 設定されている測定指標(適用後5年間における経常利益の前年比増加率)は、本租税特別措置等のほ か、他の税制・金融支援など高度化事業の政策支援全体の効果を把握するには適しているものの、これ らの租税特別措置のみの効果を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、高度化事業を導入した協同組合における他の支援 措置による効果も含まれた経済効果や、本租税特別措置等を適用した一部の事例により、本租税特別措 置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去におけるその効果の実態が不透明であ る(高度化事業に本租税特別措置等がなくても、効果が発現したのではないかとの疑問に回答できない)。
- 2.「相当性」について

政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況				
分析対象期間					•
① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	0
租税特別措置等の必要性等	•		·		
② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
③ 根拠	■明らか			□明らかでない	
④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性	的記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	□説明あり			■説明なし	0
租税特別措置等の有効性等					-
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □]定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	□説明あり			■説明なし	0
① 減収額の実績把握	■定量化	□定量	化(根拠なし)	□把握なし	
⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	■定性	的記述	□把握なし	
⑤ 達成目標の実現状況	□達成されてい	ない □達成	されている	■説明なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析	あり	□分析なし	
租税特別措置等の相当性					
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
⑩ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段	とはない ■説明	あり	□説明なし	
	□地方税に関係	《しない ■説明	あり	□説明なし	
評価結果の反映の方向性					
③ 事後評価結果の反映	■説明あり			□説明なし	

制度名	固定資産税の課税標準等の特例措置 府省名 経済産業				
税目	固定資産税				
区分	□新設	□拡充	□延長	■事	後

【点検結果】

1. 政策目的に向けた手段としての「有効性」、2. 補助金等他の政策手段と比した「相当性」についての分析・説明が不十分である。

(説明)

- 1.「有効性」について
- (1) 本租税特別措置等の適用数は、平成20年度1,075件、21年度1,126件、22年度1,151件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る大規模研究設備や高額な実験装置等の範囲からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明されていない。
- (2) 税収減を是認するような有効性について、主に以下のような疑問がある。
 - ① 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率)について、自主開発比率の引上げには、出資・債務保証制度等の強化による支援の効果が大きく、本租税特別措置等が自主開発比率の引上げにどの程度寄与するのか明らかにすることができず、本租税特別措置等のみの効果を把握できないため、その効果の検証が困難である。
 - ② 把握した効果と減収額の実績を対比すべきところ、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務の円滑な遂行のために不可欠な大規模研究設備等の整備を円滑に実施するために有効であるという、本租税特別措置等の制度としての必要性が説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の有無が説明されていない。
- 2.「相当性」について
- (1) 他の政策手段として、リスクマネーの供給や技術開発支援、情報提供等があるが、本租税特別措置等とこれら他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性に疑問がある。
- (2) 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

点検項目	評価の実施状況				
分析対象期間		•			
① 分析対象期間	■設定あり			□設定なし	i
租税特別措置等の必要性等					•
② 政策目的	■説明あり			□説明なし	
③ 根拠	■明らか			□明らかでない	0
④ 政策体系での位置 付け	■明らか			□明らかでない	
⑤ 達成目標	■説明あり			□説明なし	
⑥ 測定指標の設定	■定量化	□定性的	的記述	□設定なし	0
⑦ 政策目的への寄与	□説明あり			■説明なし	0
租税特別措置等の有効性等					•
⑧ 適用数等の実績把握	■定量化 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑨ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり			■説明なし	0
① 減収額の実績把握	■定量化	□定量付	と(根拠なし)	□把握なし	
⑬ 政策目的の実現状況 の把握	□定量化	□定性的	的記述	■把握なし	0
⑤ 達成目標の実現状況	■達成されていた	はい□達成	されている	□説明なし	0
⑰ 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり			■説明なし	0
⑩ 効果がない場合の要 因分析	■該当しない	□分析る	あり	□分析なし	
租税特別措置等の相当性					
 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
② 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段に	はない □説明る	あり	■説明なし	0
	□地方税に関係し	」ない ■説明る	あり	□説明なし	
評価結果の反映の方向性					
◎ 事後評価結果の反映	■説明あり			□説明なし	